明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（二一七）　一
○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（二一八）　二
〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働八九）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇**地方税法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一七号）（総務省）

1　自衛隊の船舶の使用者が我が国以外の国の軍隊の船舶の動力源に供するため軽油を譲渡する場合における軽油引取税の課税免除の特例の対象となる物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束として、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定を追加することとした。（附則第一〇条の二の二関係）

2　この政令は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日から施行することとした。

◇**労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一八号）（厚生労働省）

1　譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、アスファルト、一―クロロ―二―プロパノール、二―クロロ―一―プロパノール、結晶質シリカ、ジチオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｓ―（ターシャリ―ブチルチオメチル）（別名テルブホス）、フェニルイソシアネート、二・三―ブタンジオン（別名ジアセチル）、ほう酸及びそのナトリウム塩、ポルトランドセメント、二―メトキシ―二―メチルブタン（別名ターシャリ―アミルメチルエーテル）、硫化カルボニル及びこれらを含有する製剤その他の物を追加するとともに、シリカ（結晶質シリカを除く。）及びこれを含有する製剤その他の物を除外することとした。（別表第九関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年七月一日から施行することとした。

政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年八月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十七号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の七第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第十一項を次のように改める。

11　法附則第十二条の二の七第六項に規定する政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

一　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

二　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

附　則

（施行期日）

1　この政令は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地方税法施行令附則第十条の二の二第十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年八月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三